

届出書様式に関する用語等の説明資料

※1 『主たる業種』欄には、下記の産業分類表を参考に**アルファベット（番号）及び名称**を選んで記載していただきますようお願いいたします。今年度より中分類が記載不要になりました（大分類選択の参考として掲載しております）。（記入例）

主たる業種	大分類	E 製造業
-------	-----	-------

【産業分類表】 HP から様式をダウンロードするとプルダウンで選択が可能です。 かなテラス 条例届出 で検索

大 分 類	中 分 類 (参 考)	大 分 類	中 分 類 (参 考)
A 農業、林業	1 農業 2 林業	I 卸売業、小売業	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
B 漁業	3 漁業（水産養殖業を除く） 4 水産養殖業		
C 鉱業、採石業、砂利採取業	5 鉱業、採石業、砂利採取業		
D 建設業	6 総合工事業 7 職別工事業（設備工事業を除く） 8 設備工事業		
E 製造業	9 食料品製造業		
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	J 金融業、保険業	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
	11 繊維工業		
	12 木材・木製品製造業（家具を除く）		
	13 家具・装備品製造業		
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業		
	15 印刷・同関連業	K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
	16 化学工業		
	17 石油製品・石炭製品製造業	L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）		
	19 ゴム製品製造業		
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業		
	21 窯業・土石製品製造業	M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
	22 鉄鋼業		
	23 非鉄金属製造業	N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
	24 金属製品製造業		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	25 はん用機械器具製造業	O 教育、学習支援業	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
	26 生産用機械器具製造業		
	27 業務用機械器具製造業	P 医療、福祉	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		
G 情報通信業	29 電気機械器具製造業		
	30 情報通信機械器具製造業	Q 複合サービス事業	86 郵便局 87 協同組合（他に分類されないもの）
	31 輸送用機械器具製造業		
	32 その他の製造業	R サービス業（他に分類されないもの）	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業 96 外国公務
H 運輸業、郵便業	33 電気業		
	34 ガス業		
	35 熱供給業		
	36 水道業		
	37 通信業		
	38 放送業		
	39 情報サービス業	S その他	99（具体的に記入）
	40 インターネット附随サービス業		
	41 映像・音声・文字情報制作業		
	42 鉄道業		
	43 道路旅客運送業		
	44 道路貨物運送業		
	45 水運業		
	46 航空運輸業		
	47 倉庫業		
	48 運輸に附帯するサービス業		
	49 郵便業（信書便事業を含む）		

※2 「常時使用する従業員」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
 - (2) 臨時又は日雇い従業員で、今年8月と9月の各月にそれぞれ18日以上雇われたもの
- ただし、派遣会社等他社から派遣されている者は、常時使用する従業員に含めません。**

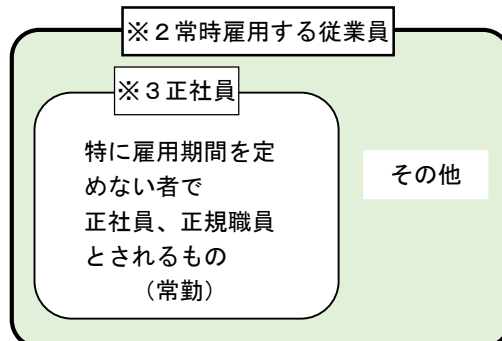
なお、事業所から他社に派遣している従業員は含まれます(派遣元でカウントします)。

注：本資料においては、「※2」を除き、条例中の「常時使用する従業員」という文言について、「常時雇用する従業員」に読み替えております。

※3 「正社員」とは、常時雇用する従業員のうち、特に雇用期間を定めない者で正社員又は正規職員とされるものをいいます。ただし、親会社等からの転籍出向者は含めますが、在籍出向者は含めません。

例えば、当該事業所が行政機関へ提出する報告書等の業務従事者名簿に

「常勤」と表示している職員は、正社員として記載し、「非常勤」と表示している職員は正社員に入れる必要はありません。



※4 「職務区分別の数」欄は、当該職務の様々な部分に着目していただき、業務内容が最も関連の深い職務を選んで「職務区分別の数」欄のいずれかに、**常時雇用する従業員(正社員)全員**について記載してください。記載の忘れ、重複がないようにしてください。

※5 「管理職等」欄は、次を参考にしてください。

「部長相当職」及び「課長相当職」とは、管理職に該当する者(専ら事業所全般又は事業所に設けられた組織の経営及び管理の業務に従事する者)をいいます。

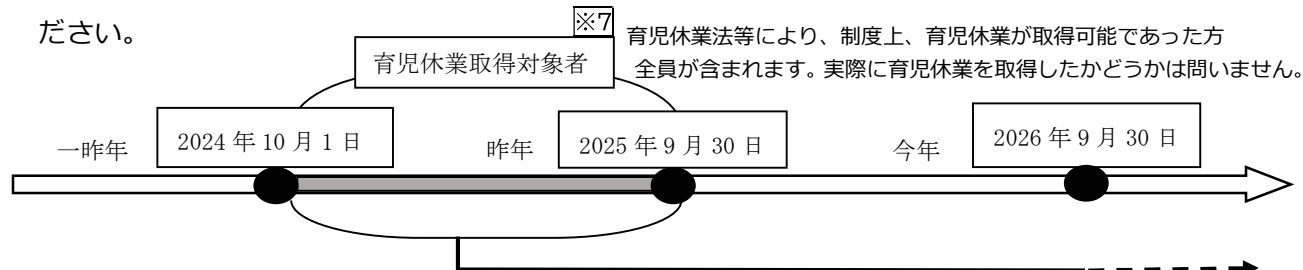
「係長相当職」とは、管理職に準ずる職にある者に該当するものをいいます。

なお、部長、課長等の役職名を採用していない場合や次長職等管理職等の種類欄にない管理職については、**実状に応じてどの役職に該当するか適宜判断してください。**

※6 「教育訓練の実施状況」欄は本社がまとめて研修を計画・実施し、事業所から参加している場合も研修を実施しているに含めてください。

※7 「育児休業取得対象者」とは、2024年10月1日～2025年9月30日の間に、子を養育することとなった方(例：配偶者が出産した男性、出産した女性)のうち、育児休業の取得対象となった方です。**実際に育児休業を取得していなくても、当該期間に制度上、育児休業が取得可能であった方は育児休業取得対象者に含まれます。**

※8 「育児休業期間別の取得者数」とは、※7の育児休業取得対象者のうち、2026年9月30日までに育児休業を取得した方について、取得期間(取得予定期間)別の人数を該当欄にご記入ください。



※8 育児休業取得対象者の育児休業取得期間について取得期間別の人数をご記入ください(取得予定も含む)。

その他のよくある質問についてはホームページをご覧ください。

かなテラス 条例届出

検索